

過誤申立書（介護保険）の 申請について



台東区への介護給付費過誤申立てについて、「東京共同電子申請・届出サービス」から「L o G o フォーム」での電子申請に変わります。

今後、過誤申立ての受け付けを、原則電子申請のみとする運用も検討しておりますので、ぜひご活用ください。（窓口・郵送・F A Xでも、引き続き受け付けします。）

L o G o フォームでの申請について

令和7年2月13日より「L o G o フォーム」から、お手持ちのP C ・スマートフォンで申請することができます。令和7年2月13日以降の申請につきましては、L o G o フォームでの申請をお願いいたします。

なお、「東京共同電子申請・届出サービス」は、令和7年2月20日で終了となり、以降の電子申請はL o G o フォームのみでの受付となりますのでご注意ください。

アクセス方法

★介護給付費過誤申立てのL o G o フォーム URL

<https://logofom.jp/form/sQhE/873527>

こちらのバーコードを読み取って
アクセスすることもできます。



注意事項

①過誤申立ての提出期限は毎月20日です。（20日が閉庁日の場合はその前開庁日。提出期限は窓口・郵送・F A X ・電子申請いずれも共通です。）

提出期限を過ぎて提出されたものについては、翌月処理になる場合があります。

②電子申請を行えるのは、介護給付費の過誤申立てのみです。総合事業サービス給付費の過誤申立てについては、電子申請では行えませんので、引き続き窓口・郵送・F A X で高年齢福祉課介護予防担当へご提出ください。

※生活保護単独被保険者（被保険者番号が「H」から始まる被保険者）に係る請求及び障害福祉サービスの過誤申立てについては、介護保険課では受け付けできません。

次ページも必ずお読みください。

③台東区（保険者）にて給付実績が確認できるのは、請求した翌月の7日前後となりますので、**請求した月の翌月8日以降**を目途に過誤申立書のご提出をお願いいたします。

また、東京都国民健康保険団体連合会（以下、国保連とする）への請求が通ったかを必ず確認し、**請求が確定したもののみ**を過誤申立としてご提出ください。

※電子申請にて、過誤申立ての内容に不備がある場合は受け付けできません。差し戻しとなりますのでご注意ください。

※過誤申立ての内容不備が非常に多くなっています。下記「**過誤申立て よくある不備**」も併せてご確認ください。

過誤申立て よくある不備

注意

⇒国保連への請求月（審査月）と同じ月に過誤申立てを提出している。

（例：1月10日に国保連へ請求した分について、1月18日に過誤申立てを提出している。）

⇒国保連への請求月（審査月）と同じ月に過誤申立てはできません。翌月以降、国保連の審査が通ったこと（返戻となっていないこと）を確認した後に提出してください。

⇒提出された過誤申立てのサービス提供年月において、給付実績が確認できない。

（例：過誤申立てが提出されているが、台東区（保険者）にて当該月の給付実績が確認できない。）

⇒国保連の審査で返戻となっている可能性があります。請求状況を確認してください。返戻となっていた場合は、正しい情報で再請求してください。（過誤申立ての必要はありません。）

※過誤申立てを提出する前に、返戻となっていないかを必ず確認してください！

⇒申立事由コードの様式番号（前2桁）が誤っている。

（例：様式番号が「サービス種類コード（訪問介護=11 など）」になっている。

⇒様式番号は「サービス種類コード」とは異なります。また、要介護者⇄要支援者で様式番号が変わります。別添の「**過誤申立事由コード**」をご参照ください。

※LoGoフォームの電子申請では、様式番号をサービス種類等から選択できます。